

簿記学論考 (2)

—会計等式の検討—

佐藤文雄*

はじめに

簿記書においては必ず冒頭のいくつかの章で、複式簿記における資産・負債・資本（純資産）・収益・費用の五つの基本要素を説明するとともに、これらと関連付けて、これらの基本要素の総額（合計金額）の相互関係を数式（算式・計算式）で表現した会計等式（accounting equations）を紹介している¹⁾。この会計等式は、簿記等式あるいは基本等式とも呼ばれる。本稿では、会計等式について、少なくとも通常の簿記教科書では取扱われていないと思われる、筆者なりの考え方を展開してみたい。

まず初めに、簿記教育の見地からは現在でも会計等式の理解を深めるために教育効果を持つ計算問題の作成方法や解法について検討する。その後では、筆者が財産法等式と呼ぶ会計等式について、まず財産法等式の基本式と、財産法等式の応用式ないし一般式との区別を示したうえで、基本式の分析、そして応用式の検討を行なう。

I 会計等式と計算問題

通常の簿記書において、冒頭のいくつかの章で取上げられる会計等式には、次のようなものがある。

*専修大学商学部教授

1 資本等式

$$\text{資産総額} - \text{負債総額} = \text{資本総額}$$

2 貸借対照表等式

$$\text{資産総額} = \text{負債総額} + \text{資本総額}$$

3A 期末貸借対照表等式（基本式）

$$\begin{aligned} \text{期末資産総額} &= \text{期末負債総額} + \text{期末資本総額} \\ &= \text{期末負債総額} + \text{期首資本総額} + \text{当期純利益} \end{aligned}$$

あるいは

$$\begin{aligned} \text{期末資産総額} &= \text{期末負債総額} + \text{期末資本総額} \\ &= \text{期末負債総額} + (\text{期首資本総額} - \text{当期純損失}) \end{aligned}$$

したがって

$$\text{期末資産総額} + \text{当期純損失} = \text{期末負債総額} + \text{期首資本総額}$$

3B 期末貸借対照表等式（応用式・一般式）

$$\begin{aligned} \text{期末資産総額} &= \text{期末負債総額} + \text{期末実際資本総額} \\ &= \text{期末負債総額} + \text{期末元入資本総額} + \text{当期純利益} \end{aligned}$$

あるいは

$$\begin{aligned} \text{期末資産総額} &= \text{期末負債総額} + \text{期末実際資本総額} \\ &= \text{期末負債総額} + (\text{期末元入資本総額} - \text{当期純損失}) \end{aligned}$$

したがって

$$\text{期末資産総額} + \text{当期純損失} = \text{期末負債総額} + \text{期末元入資本総額}$$

会計等式の計算問題

問題	期首ブロック			期末ブロック			収益費用ブロック		
	期首 資産	期首 負債	期首 資本	期末 資産	期末 負債	期末 資本	収益	費用	純損益
1	(600)	500	(100)	(700)	400	300	(900)	700	200
2	600	(400)	(200)	800	(500)	300	900	(800)	100
3	800	700	(100)	(600)	200	(400)	900	600	(300)
4	(700)	400	300	600	(500)	(100)	(700)	900	-200
5	700	(400)	300	800	(600)	200	(800)	900	(-100)
6	900	500	(400)	300	200	(100)	600	(900)	(-300)

4A 財産法等式（基本式）

$$\text{期末資本総額} - \text{期首資本総額} = \text{当期純損益}$$

4B 財産法等式（応用式・一般式）

$$\text{期末実際資本総額} - \text{期末元入資本総額} = \text{当期純損益}$$

5 損益法等式

$$\text{当期収益総額} - \text{当期費用総額} = \text{当期純損益}$$

6 損益計算書等式

$$\text{当期費用総額} + \text{当期純利益} = \text{当期収益総額}$$

あるいは

$$\text{当期費用総額} = \text{当期収益総額} + \text{当期純損失}$$

7 期末残高試算表等式

$$\text{期末資産総額} + \text{当期費用総額}$$

$$= \text{期末負債総額} + \text{期首資本総額} \text{または} \text{期末元入資本総額} + \text{当期収益総額}$$

$$= \text{期末の残高試算表の貸借合計}$$

前述においては、2の貸借対照表等式と3Aと3Bの期末貸借対照表等式とを区別して示した。初めの2の貸借対照表等式は、1の資本等式を、単純に変形した算式であるが、3Aと3Bの期末貸借対照表等式は、右辺における本来の計算要素・項目である期末資本総額または期末実際資本総額を、4Aと4Bの財産法等式によって期首資本総額または期末元入資本総額と利益・損失とに分解したものである。

また、4Aと4Bで「財産法等式」、5で「損益法等

式」という用語・名称を用いた。一般的に、簿記書・財務会計書において、必ず財産法と損益法については、計算式とともに説明がなされているが、その計算式は何故か、財産法等式または損益法等式と呼ばれることが非常に少ない。たとえば例外的に、桜井久勝教授は財務会計論の著書で、財産法等式および損益法等式という用語を使っている²⁾。筆者も、桜井教授と同様に、これらの算式をいわゆる会計等式と同じ範疇で論じようとするため、財産法等式と損益法等式という用語を使うこととする。

そして4Aと4Bとで、同じ財産法等式をさらに、4Aの財産法等式（基本式）と4Bの財産法等式（応用式・一般式）とに区別したのは、本稿で後述するように、財産法による期間損益計算から除外されるべき資本取引が無い場合（4Aの財産法等式（基本式）の場合）と、そのような資本取引が有る場合（4Bの財産法等式（応用式・一般式）の場合）とを区別して論ずるためである。

ここで、かつて日商3級レベルの簿記問題集で頻繁に出題されていた、ポピュラーな計算問題について考えてみたい。それは、上記のような9マスの穴埋め問題である。なお、「会計等式の計算問題」の中で、(×××)というようにカッコでくくった部分は、穴埋めを求める設問であり、解答・正解の数字である。

ここでは、6パターンの設問を示した。このタイプの穴埋め問題では、全体で9マスのうち、過半数の5マスに予め数字（金額、既知数）が与えられていて、残りの4マスの空欄・未知数を解いて穴埋めし、完成さ

せることが通常である。その際、作問・出題の基本的なルールと解法・解き方の基本的なルールがある。

◦作問・出題の基本的なルール

A：9マス全体を上記のように、期首ブロック・期末ブロック・収益費用ブロックの3つのブロックに分けて考えると、必ず、一つのブロックで2個の空欄が提示され、他の二つのブロックでは1個ずつの空欄が設定される。

B：一つのブロックの中で2個の空欄が設定される選択肢としては、次の全部で6つのパターンしか存在しない。前述の「会計等式の計算問題」において、問題1から問題6までがその6つのパターンに相当する。

問題1：期首ブロックで二つの空欄を設定、期首資産と期首資本が空欄

問題2：期首ブロックで二つの空欄を設定、期首負債と期首資本が空欄

問題3：期末ブロックで二つの空欄を設定、期末資産と期末資本が空欄

問題4：期末ブロックで二つの空欄を設定、期末負債と期末資本が空欄

問題5：収益費用ブロックで二つの空欄を設定、収益と純損益が空欄

問題6：収益費用ブロックで二つの空欄を設定、費用と純損益が空欄

すなわち、1ブロックに2個の空欄を設定する選択肢として、期首ブロックと期末ブロックでは、「資産と資本」を空欄にするか、「負債と資本」を空欄にするか、という二つの選択肢しか無い。また、収益費用ブロックでは、「収益と純損益」を空欄にするか、「費用と純損益」を空欄にするか、という二つの選択肢しか無いのである。

裏返して考えると、期首ブロックと期末ブロックで、もし仮に「資産と負債」を空欄にし、もしくは収益費用ブロックで「収益と費用」を空欄にしてしまうと、解答・正解が無数に生まれ、解答不定となる（解答不能ではない）。つまり、解答が1つだけに限定されなくなり、計算問題としては成立しなくなるわけであ

る。

なお、1ブロックに1個の空欄を設ける選択肢は、上述の問題の1つのパターンごとに、 $3 \times 3 = 9$ 通り、存在する。したがって、前述のような「会計等式の計算問題」については、全部で、 $6 \times 9 = 54$ 通り、の作問・出題の選択肢が存在することになる。

◦解法・解き方の基本的なルール

A：解き方の順序・プロセスとしては、まず初めに、1ブロックに1個の空欄が設定されている空欄である2マスから解くことになる。その際、期首ブロックまたは期末ブロックにおいては、資本等式あるいは貸借対照表等式を用いて空欄を埋め、収益費用ブロックでは、損益法等式あるいは損益計算書等式を用いて空欄を解く。

B：その次には、1ブロックに2個の空欄が設けられているブロックにおいては、期首ブロックまたは期末ブロックでは、必ず「資本」から解かなければならない。その際には、財産法等式（基本式）を活用することになる。また収益費用ブロックでは、必ず「純損益」から解かなければならない。その際にも、財産法等式（基本式）を利用することになる。以上が、全体として3マス目の穴埋めとなる。

C：最後に、全体として4マス目の穴埋めとして、期首ブロックまたは期末ブロックでは、「資産」あるいは「負債」を解き、収益費用ブロックでは「収益」あるいは「費用」を解くことになる。その際には、Aで論じたのと同じように、期首ブロックまたは期末ブロックにおいては、資本等式あるいは貸借対照表等式を用い、収益費用ブロックでは損益法等式あるいは損益計算書等式を用いる。

ちなみに、現在、全国の商業高等学校などの「簿記」という科目の文部科学省検定済教科書として4点の教科書が刊行されているが、そのうちの3点で会計等式の理解を問う計算問題が掲載されている。ただし、どれも前述のような全体が9マスで構成されている形式の問題ではない。3点のうち、2点の教科書が実質的に同じ形式の問題を掲載している。それは、期首資産と期首負債の2マスを除外した、全部で7マスで構成された問題を掲載し、そこでは4マスに予め数字が

記載されていて、3マスの空欄を解く形式となっている³⁾。そして、残り1点の教科書は、期首資産・期首負債・期末資産・期末負債の4マスを除外した、全部で5マスで構成された問題を掲載し、そこでは3マスに予め数字が記載されていて、2マスの空欄を解く形式となっている⁴⁾。

以上検討した、全体で9マスの穴埋め計算問題は、現在でも、簿記教育の初期段階において、学習者の会計等式に対する理解を深めるためには、有効な出題・作問であると考えられる。最初に示した1~7の会計等式のうち、3B・4B・7の三つの等式を除いた他の会計等式は、この穴埋め問題の解法の過程で活用されることになり、このような問題は会計等式全体に対する習熟を高める効果が期待されるのである。

II 財産法等式（基本式）の検討

Iで示した4Aの財産法等式（基本式）の期首資本総額と期末資本総額という項に、同じくIで述べた1の資本等式の左辺を代入して展開すると、財産法等式（基本式）は以下のように変形される。

$$\begin{aligned} & \text{期末資本総額} - \text{期首資本総額} \\ &= (\text{期末資産総額} - \text{期末負債総額}) - (\text{期首資産総額} \\ & \quad - \text{期首負債総額}) \\ &= (\text{期末資産総額} - \text{期首資産総額}) - (\text{期末負債総額} \\ & \quad - \text{期首負債総額}) \\ &= \text{当期資産純増減差額} - \text{当期負債純増減差額} \\ &= \text{当期純損益} \end{aligned}$$

以上のように、財産法等式（基本式）を数学的に展開すると、当期における資産の純増減差額から当期における負債の純増減差額を差引いた（控除した）代数和として、当期純損益が算出される。この式の計算過程を、資産の純増減差額の絶対値と負債の純増減差額の絶対値との大小比較などによって分類すると、次のような6つの類型が存在する。

$$\begin{aligned} 1 \quad & | \text{資産の純増加差額} | + | \text{負債の純減少差額} | \\ &= \text{当期純利益} \end{aligned}$$

この類型は、当期純利益が生ずる場合の財政状態の変化としては、もっとも望ましい最良の変化と考えられる。簿記の初学者にとっても、資産は増え、負債が減っている、という財政状態の変化が企業にとって理想的であることは、感覚的にも把握しやすいであろうと思われる。

$$\begin{aligned} 2 \quad & | \text{資産の純増加差額} | - | \text{負債の純増加差額} | \\ &= \text{当期純利益} \end{aligned}$$

この類型は、成長・拡大過程にある企業が当期純利益を計上する場合における、もっとも一般的な財政状態の変化と考えられる。資産も負債も増えているが、資産の純増加差額の方が大きい分だけ利益が計上されるのである。

$$\begin{aligned} 3 \quad & | \text{負債の純減少差額} | - | \text{資産の純減少差額} | \\ &= \text{当期純利益} \end{aligned}$$

この類型は、企業の減量・スリム化経営が成功して、当期純利益が生み出される場合であると考えられる。資産も負債も減っているが、負債の純減少差額の方が大きい分だけ利益が計上されるのである。

$$\begin{aligned} 4 \quad & | \text{資産の純減少差額} | + | \text{負債の純増加差額} | \\ &= \text{当期純損失} \end{aligned}$$

この類型は、前述の類型1の正反対・対極の類型であり、当期純損失が生ずる場合の財政状態の変化としては、もっとも望ましくない最悪の変化と考えられる。簿記の初学者にとっても、資産は減っているのにもかかわらず、負債が増えている、という財政状態の変化が企業にとって最悪であることは、直観的にも理解しやすいであろう。

$$\begin{aligned} 5 \quad & | \text{負債の純増加差額} | - | \text{資産の純増加差額} | \\ &= \text{当期純損失} \end{aligned}$$

この類型は、前述の類型2の反対の類型であり、成長・拡大過程にある企業が当期純損失を計上する場合

における、もっとも一般的な財政状態の変化と考えられる。資産も負債も増えているが、負債の純増加差額の方が大きい分だけ損失が計上されるのである。このような場合の具体的な例は、負債による資金調達が増加・拡大していて、設備投資や在庫投資などが増えているが、残念ながら商品や製品の販売が順調には伸びていない、というようなケースである。

6 | 資産の純減少差額 | - | 負債の純減少差額 |
= 当期純損失

この類型は、前述の類型3の逆の類型であり、企業の減量・スリム化経営を進めている過程にはあるが、当期純損失が生じている場合であると考えられる。資産も負債も減っているが、資産の純減少差額の方が大きい分だけ損失が計上されるのである。

なお、財産法（基本式）の展開として述べた類型1～6と、前述の「会計等式の計算問題」における6つのパターンの問題1～6は、対応している。

以上、6つの類型を検討した。通常、簿記書で財産法については、当期純損益に関して一会計期間における資本の純増減差額としてしか説明されない。つまり、純損益の発生と一会計期間における財政状態の変化・変動との関係に関して、損益の発生と資本の増減との関係しか言及されない。しかし、上記のように、財産法等式を数学的に変形・展開するならば、損益の発生と資産・負債の増減との関係を考察することができる。このような考察は、簿記教育において初心者・入門者である簿記学習者に対して、いささかなりとも教育的効果をもたらすと考えられる。それは、プリミティブで初歩的ではあるものの、会計等式の検討をきっかけとして、企業の経営の分析につながる考察である。

III 財産法等式（応用式・一般式）の検討

財産法において期間損益計算から除外されるべき資本取引が有る場合（前述の4Bの財産法等式（応用式・一般式）の場合）について、ここでは一橋大学の会計学を担われた偉大な3名の先学による所論を検討

したい。

岩田巖教授は、財産法と損益法について、誠に深淵かつ壮大な独自の理論を展開したことでつとに有名であるが、岩田教授は、財産法には、利益の発生原因を把握できないこと、および期中に資本取引が行なわれると単純な資本の増減計算では期間損益計算が達成されないこと、という二つの欠点が存在することを、次のように論じている。そして、後者の欠点を修正するためには、「期中の資本変動を考慮した期末の元入資本」（期末の元入資本）を把握しなければならないことを、以下のように指摘している。

「……財産法の計算には少なくとも二つの欠陥がある。その一は、この方法によれば利潤に相当する財産の実際在が高が決定されるのみであって、それが由ってきた原因は、これを明らかにすることができない点である。すなわち結果の確定があるのみで、原因分析を欠くということである。これが財産法の致命的な弱点であることは、殊更に指摘するまでもあるまい。……

もう一つの欠陥は、この方法によって正しい計算が可能なるためには一つの前提が必要だということである。その前提とは、事業年度の途中において資本に変動がなかったということである。すなわち期首の元入資本が、同時に期末の元入資本であるということである。もっと正確に言えば、営業期中途において増資、減資および資本剰余金の変動がなかった場合にかぎり、財産法は利潤を正しく決定することができるのである。もし資本に変化があったとすれば、この方法では正味財産の差額に資本の増減が混入して、正しい利潤を計算することはできない。つまり財産法は必ずしも資本と利潤の正確なる分離を保証するものではないのである。資本と利潤の分離ということは利潤計算の根本的原理である。むしろ利潤計算とはこの両者の分離であるといっても過言ではない。したがってこの分離が乱されるということは、利潤計算として致命的な欠陥というべきであろう。

……また財産法では資本と利潤を正しく分離することができない場合がある。これがもうひとつの弱点である。この分離を正しく行うためには、前述のとお

り、期末正味財産から控除すべきは、期首の正味財産すなわち期首の元入資本ではなくて、期中の資本変動を考慮した期末の元入資本でなければならない。ところがこの期末元入資本の額は損益法における計算上の対照表にこれを求めることができる。計算上の対照表には、資本の変動による収入支出が集計されて、期末の元入資本として記載されているからである。財産法はこれを期末正味財産からの控除項目として採り入れて、はじめて事実上の利潤を正しく資本から分離することが可能となる。」⁵⁾

「……財産法の計算において比較さるべきは、期首と期末の正味財産ではなくて、期末における正味財産とその時の元入資本である。かかる計算要素を比較してはじめて、資本と利潤とは正しく分離することができるのである。ところで一方の計算要素たる元入資本は、どうしてその額を決定するかというに、これは他の要素たる期末の正味財産とは異なって、財産負債の実際調査だけでは、これを決定することはできない。

元入資本は期首（または前期末）の正味財産と、期中の資本取引の結果を集計したものである。前者はもとより実際調査によって確定されたものであるが、後者は帳簿上の記録にもとめるほかはない。すなわち期首の元入資本（正味財産）から出発し、期中の資本取引を個別的に記録集計して、はじめて期末の元入資本が算定されるのである。……

財産法の計算に必要な元入資本が、複式簿記では資本勘定において記録集計されることはいうまでもあるまい。この勘定には前期末に確定された正味財産が繰越され、当期中に発生した資本取引は、その都度ここに記帳されるからである。資本勘定は個人企業の場合は簡単で、一勘定またはせいぜい二勘定に分けられるだけであるが、株式会社では複雑であって、株式資本金、各種の資本剰余金および利益剰余金の勘定に分類され、それぞれそれに該当する取引が分けて記入される。元入資本はこれらの諸勘定の残高を合計したものである。」⁶⁾

そして、岩田教授は、その著書『利潤計算原理』で展開した「事実と記録の照合」という命題に関係付けて、財産法の計算原理も「事実としての資本の金額」

と「記録における資本の金額」との比較にほかならない、という考え方を次のように示した。

「……財産法という利潤計算の会計的本質は、資本の実際在高（Istbestand）と帳簿残高（Sollbestand）との比較という点にある。すなわちこの方法にしたがえば、一方において期末現在の資産負債の棚卸評価によって貸借対照表が作成され、これを通じて期末の正味財産、すなわち資本の実際在高が算出される。他方において簿記の試算表が、元帳勘定残高の集計比較により、期末元入高すなわち資本の帳簿残高を決定する。この二種の資本計算の組合せから、利潤を計算するのが財産法の特徴である。換言すれば資本に関する計算と事実の照合である。」⁷⁾

また、岩田教授は「残高」の二つの概念を論じて、事実上の残高、実際在高、または実在高（Istbestand）と計算上の残高、帳簿残高、および当在高（Sollbestand）とを対比している⁸⁾。したがって、引用文中の「資本の実際在高（Istbestand）と帳簿残高（Sollbestand）」における後者の「資本の帳簿残高（Sollbestand）」は当然、資本の当在高と解することができる。

森田哲彌教授は、いわゆる財産法について、「貸借対照表の形式で示される期間利益の計算方式」と述べ、これを「貸借対照表的利益計算方式」と呼んでいる⁹⁾。そして、財産法において期間損益計算から除外されるべき資本取引が有る場合について、森田教授は次のように述べている。

「……期中に損益に関係のない資本増減取引が存在する場合には、期末資本から差し引くのは期首資本ではなく、期首資本に、損益に関係のない期中の資本純増減額を加減したものでなければならない。自己資本概念を前提とすれば、それは、期首資本（期首の自己資本—佐藤注—）に、期中に生じた有償増資などによる資本増加を加え、有償減資や留保利益の社外流出など（現金配当など）による資本減少を引いたものであり、また、総資本概念を前提とすれば、それは、期首資本（期首の総資本—佐藤注—）に上記諸項目を加減

すると共に、更に他人資本（負債）の期中増減を加減したものである。（以下、佐藤によって改行）

このようにして計算された資本の大きさは、当期に損益がなければ期末に当然存在すべき資本の大きさを意味することから、かつて岩田 巖教授はこれを資本の当在高とよんだ。本書ではこれを「維持すべき資本」とよぶことにしたい。ここに「維持すべき資本」とは、期末にこの大きさの資本が存在し維持されていて初めて損益なしであり、それを超えて存在する期末資本部分が期間利益である、というだけの意味である。その結果、先に示した貸借対照表的利益計算方式は、一般的な形として、

$$\text{期末資本} - \text{「維持すべき資本」} = \text{期間利益}$$

という式で表わされることになる。いうまでもないことであるが、期中に損益に関係のない資本増減取引がなければ、「維持すべき資本」は期首資本に一致する。

さて、この式から明らかなことは、期間利益は、期末資本のうち「維持すべき資本」を超える部分として計算されているということである。すなわち、この計算方式は、期末資本の中に、まず「維持すべき資本」に相当するものがあるか否かを確認、それが確認された場合に、更にそれを超えて存在する期末資本の余剰部分を期間利益とみることを意味している。……」¹⁰⁾

このように森田教授は、期末元入資本という資本概念を、「維持すべき資本」と呼んでいる。維持すべき資本という考え方は、期間損益計算の本質を、資本の循環・回転・運動に注目し、資本の投下回収過程の測定・把握と捉える考え方、および期間利益の本質を資本の回収余剰と捉える考え方にもとづいている、と思われる。

また森田教授は、いわゆる損益法すなわち損益計算書における期間利益計算を「損益計算書の利益計算方式」と呼び、前述のように、いわゆる財産法すなわち貸借対照表の形式で示される期間利益の計算方式を「貸借対照表的計算方式」と呼んでいる¹¹⁾。これらの

用語法・名称は、岩田教授が理論的に厳密に性格規定した損益法および財産法との混同を避けるために、あえて用いられたと思われる。森田教授によれば、森田教授のいう貸借対照表的利益計算方式は財産法と同じと考えて差し支えないが、森田教授のいう損益計算書の利益計算方式は岩田教授のいう厳密な損益法の手続のみを前提とするものではなく、財産法の手続により把握される期間利益構成要素をも含む計算を考えている、ということである¹²⁾。

中村忠教授は、財産法について次のように述べられている。

「財産法とは、期首と期末の純財産額（正味資産額）の比較により、その期間の損益を計算する方法である。すなわち、期首と期末における資産と負債を実地調査して、両時点の純財産額（これはふつう資本と呼ばれる）を算出し、その差額として純利益を計算するのである。このことから、財産法と呼ぶよりは、むしろ資本比較法と呼ぶほうがよいと述べている学者もある。とにかく、この方法は算式で示せば次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{損益} &= \text{期末純財産} - \text{期首純財産} \\ &= (\text{期末資産} - \text{期末負債}) - (\text{期首資産} - \text{期首負債}) \end{aligned}$$

もっとも、ここでは期中に資本自体の直接的増減がないことを前提としているので、その増減がある場合—むしろそれが通常であるが—には、期末純財産に期中における資本自体の減少を加え、逆に増加を差し引かなければならない。ということは、財産法で比較されるのは、厳密に言えば期首と期末の純財産額ではなくて、期末における純財産額と期末の元入資本とであることを意味する。期末の元入資本は、期首の純財産額に期中における資本自体の増減をプラス・マイナスした額であるから、上の算式は次のように書き換えられなければならない。

$$\text{損益} = \text{期末純財産} - \text{期末元入資本}$$

$$= \text{期末純財産} - (\text{期首純財産} + \text{追加元入額} - \text{引出額})$$

したがって財産法においても、期中の資本の増減記録は必ず行なわれなければならない。その記録がなければ、期中の資本増減がある場合は正しい損益が計算できないからである。それは、むしろ正規の簿記の記録であることを要しない。期末元入資本がわかればよいのであるからメモ記録で足りる。

……………

財産法の長所は、それが実地調査にもとづくものであるために確実な計算であるという点に求められる。しかしその反面、財産法は総括的な利益計算であるために、利益の発生原因が明らかにされないという致命的な欠陥を持っている。¹³⁾

中村教授が引用箇所の中で、財産法のことを「資本比較法」と呼ぶほうがよいと述べている学者の存在を指摘しているが、それは新井清光教授であると思われる。新井教授は二つの著書の中で、財産法について「資本比較法」または「純資産比較法」ともいう、と述べ、また損益法について「収益費用比較法」ともいう、と述べている¹⁴⁾。さらに新井教授は、財産法について「貸借対照表による損益計算法としての財産法」と述べ、また損益法について「損益計算書による損益計算法としての損益法」とも述べている¹⁵⁾。

確かに、財産法および損益法の計算の内容・要素・過程を明確に表現する命名としては、新井教授が言われる「資本比較法」、「純資産比較法」、「収益費用比較法」という名称・用語は優れている、と考えられる。

ここで筆者なりに、期中に資本自体の直接的な増加減少が有る場合の財産法等式を展開すれば次のようになる。筆者は、このような場合の財産法等式を捉えて、「財産法等式の応用式または一般式」と呼び、資本の直接的な増減が無い場合の前述の「財産法等式の基本式」と対比させている。

$$\begin{aligned} & \text{期末実際資本総額} - \text{期末元入資本総額} \\ & = \text{期末実在資本総額} - \text{期末当在資本総額} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & = (\text{期末資産総額} - \text{期末負債総額}) \\ & - (\text{期首資本総額} + \text{当期資本元入総額} - \text{当期資本引出総額}) \end{aligned}$$

上の式で筆者が「実際資本」または「実在資本」と呼ぶ資本は、中村教授が指摘されたように、資産と負債の実地調査によって算出された純資産額であり、事実として実際に存在することが確認された資本である。それに対して、「元入資本」あるいは「当在資本」という資本は、財産法による期間損益計算上、純損益の有無もしくは発生の如何を判定する基準・尺度となる記録上の、あるいは計算上の金額を意味する。いいかえれば、もし仮に損益が無いとするならば（損益がゼロであるとするならば）、実在する資本が当然にその金額になっているはずの資本額である。したがって、実際資本が元入資本を上回っていれば、その超過額が純利益を意味し、反対に実際資本が元入資本を下回っていれば、その不足額が純損失を意味するのである。財産法の期間損益計算の本質あるいは内実は、一会計期間における資本の純増減差額の計算に他ならないが、このように具体的な計算の手續・過程としては、期末時点における性質を異にする二種の資本金額の差額の計算が行なわれているわけである。

なお、筆者による財産法等式（応用式・一般式）中の「期末実在資本総額」、「期末当在資本総額」という用語、特に「実在資本」、「当在資本」という表現の使用は、前述の岩田教授が使われた「実在高（Istbestand）」、「当在高（Sollbestand）」という用語が直接的な切っ掛けであり、ヒントとなっている。

IV 会計基準等における資本取引の規定

ここでは、日本の会計原則・会計基準の設定機関が公表した文書のうち、『企業会計原則』と討議資料『財務会計の概念フレームワーク』とを検討し、いわゆる資本取引に関する規定を概観したい。そのような資本取引は、財産法において期間損益計算から除外されなければならないものである。

企業会計審議会が制定した企業会計原則の一般原則三は、資本取引・損益取引区別の原則などと称される

ものであるが、次のように定められている。

「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。」

財産法等式において、前述の期末元入資本総額の計算上、期首資本総額に加減される項目には、当然この一般原則三にいう資本取引が該当する。

ただ注意すべきは、その加減される項目に該当する取引は、資本金増減取引および資本剰余金増減取引だけではなく、一定の利益剰余金（留保利益）増減取引も含まれる、ということである。この利益剰余金取引とは、たとえば、繰越利益剰余金の配当・処分や任意積立金の取崩しなどであり、これらは利益剰余金増減取引ではあるが損益取引では決していない取引であり、利益剰余金の配当・処分およびその修正取引と一括することができる¹⁶⁾。このような利益剰余金取引について参考になるのは、企業会計原則の損益計算書原則九（当期末処分利益）の次のような規定である。

「当期末処分利益は、当期純利益に前期繰越利益、一定の目的のために設定した積立金のその目的に従った取崩額、中間配当額、中間配当に伴う利益準備金の積立額等を加減して表示する。」

以上の規定は、現在の損益計算書や株主資本等変動計算書の制度においては、もはや実質的には効力を失っている。すなわち、損益計算書において、当期純利益の計算表示の後に、当期末処分利益または当期末処理損失の計算表示は現在では行なわれず、当期末処分利益および前期繰越利益という概念・用語は、現行制度においては繰越利益剰余金に置き換えられている。ただし、規定中の特定目的積立金の目的取崩し、中間配当、中間配当に伴う利益準備金の積立とという取引は、現在でも実施されていて、これらは期末元入資本の計算上、期首資本に加減される利益剰余金の配当・処分およびその修正取引にほかならない。

2006年12月に企業会計基準委員会から公表された討議資料『財務会計の概念フレームワーク』において、資本の増減のうち、包括利益または純利益を構成しない部分（それらに含まれない部分）について述べられている。そのような記述は、「第3章 財務諸表の構成要素」において、〔包括利益〕という表題が付いた第8

項、および〔純利益〕という表題が付いた第9項から第11項までのうちの第9項に見受けられる。第8項では、次のように述べられていて、また第9項においても、本文中のカッコ書きの中で実質的に同文が記述されている。

「8. 包括利益とは、特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分をいう（8）。」

そして、第8項に付された注解8は、報告主体の所有者である株主などとの直接的な取引の典型例として、親会社の増資による親会社株主持分の増加、いわゆる資本連結手続を通じた少数株主持分の発生、新株予約権の発行など、を挙げている。なお、現行の企業会計基準第22号『連結財務諸表に関する会計基準』における用語法に従えば、日本版『概念フレームワーク』の記述中の「少数株主」という用語は、すべて「被支配株主」に置き換えられる。

V 財産法と株主資本等変動計算書

伝統的に、商業簿記教育の初等・入門段階では、簿記・会計の主体である企業形態としては個人企業が前提とされてきた。そこでは、資本の勘定科目としては、資本金 a/c 一つだけ、あるいは資本金 a/c とその評価勘定である引出金 a/c の二つが用いられた。そして、期末決算手続の最後に、損益 a/c で産出された当期純損益は、損益 a/c から資本金 a/c に振替えられた。

このような個人企業における決算手続においては、元帳において資本金勘定口座、そして貸借対照表の貸方において、財産法による期末元入資本の金額が明示されるのである。以下で、計算例によって、そのことを確認してみよう。なお、以下における残高式の資本金勘定口座の設例では、仕丁欄と借または貸欄は省略した。

・個人企業における期末元入資本総額の計算と表示の設例
(資料)

会計期間は1月1日から12月31日まで。

資本金 a/c の前期繰越高：10,000
 ……期首実際資本総額
 当期の資本金の追加元入額（5月1日）：2,000
 ……当期資本元入総額
 当期の資本金の引出額（9月1日）：1,000
 ……当期資本引出総額
 資産の諸勘定の次期繰越高の合計額：30,000
 ……期末資産総額
 負債の諸勘定の次期繰越高の合計額：16,000
 ……期末負債総額

（財産法における期末元入資本の計算）

期末元入資本総額 = 期首資本総額 + 当期資本元入総額 - 当期資本引出総額
 = 10,000 + 2,000 - 1,000
 = 11,000

（財産法による当期純利益の計算）

期末実際資本総額 - 期末元入資本総額 = （期末資産総額 - 期末負債総額） - 期末元入資本総額
 = 当期純利益
 = （30,000 - 16,000） - 11,000
 = 14,000 - 11,000
 = 3,000

以上の計算設例では、期末実際資本総額と期末元入資本総額は、元帳の資本金勘定口座や貸借対照表の貸方に示されている。また、設例では省略したが、期末実際資本総額は繰越試算表の資本金計上額としても示される。

・期末実際資本総額 = 14,000
 ……資本金勘定口座における次期繰越高および繰越試算表における資本金の計上額
 ・期末元入資本総額 = 11,000
 ……資本金勘定口座における決算直前の貸方残高および貸借対照表の貸方における資本金の計上額

上のように、期末元入資本総額が資本金勘定口座において決算直前の貸方残高として示されるということは、その残高には期中における資本金のすべての追加元入れと引出しとが反映されている、ということである。もし資本金 a/c の評価勘定として引出金 a/c が用いられている場合は、期末元入資本総額は、決算整理の一環として引出金 a/c の借方残高が引出金 a/c から資本金 a/c へ振替えられた直後の資本金 a/c の貸方残

資 本 金

日 付	摘 要	借 方	貸 方	残 高
1/1	前 期 繰 越		10,000	10,000
5/1	現金（資本元入）		2,000	12,000
9/1	現金（資本引出）	1,000		11,000
12/31	損 益		3,000	14,000
〃	次 期 繰 越	14,000		
		15,000	15,000	
1/1	前 期 繰 越		14,000	14,000

貸借対照表

12月31日

諸 資 産	30,000	諸 負 債	16,000
		資 本 金	11,000
		当期純利益	3,000
	<u>30,000</u>		<u>30,000</u>

高として示される。したがって、資本金勘定口座において期末元入資本総額は、引出金 a/c の利用の有無にかかわらず、帳簿決算による損益勘定からの当期純損益の振替の直前における資本金勘定口座の貸方残高として記入される、ということもできる。

そして、貸借対照表の貸方の最後に、期末元入資本総額として「資本金」が、期間利益として「当期純利益」がそれぞれ記載される。このように、伝統的な簿記教育に登場する個人企業を前提とした単純な資本構成にもとづく貸借対照表においてこそ、財産法による期間損益計算の姿・形が明快・明瞭に示されていたわけである。

しかし、2019年度から実施される日商商業簿記3級の試験あるいは教材においては、個人企業を前提とした簿記処理の説明・解説は廃止され、最初から株式会社を前提とした簿記処理が教えられるように変わった。その教育方針自体には、払込資本と留保利益の区別の重視など、大きな長所・利点も伴っているが、見逃せない欠点としては、貸借対照表における当期純利益の記載が教材の例示から消滅したことである。この弊害については、また別稿で詳しく論じたいと思うが、とにかく、現在の会社法会計および金融商品取引法会計における貸借対照表においては、当期純利益の表示が消え、そして貸借対照表にもとづく期末元入資本の計算も不可能となったのである。

株式会社における現在の計算書類あるいは財務諸表の制度を前提として、現代における財産法の意義を考えると、財産法の応用式・一般式における期末元入純資産の計算は、株主資本等変動計算書に記載されている数値によって可能である。株主資本等変動計算書においては、すべての純資産項目の当期首残高がまず表示されていて、さらに総額または純額によって各項目の当期変動額が記載され、最終的に各項目の当期末残高が表示される。したがって、期末元入純資産は、個別財務諸表を前提に考えれば、次のように算出できる。

期末元入純資産総額 = すべての純資産項目の当期首残高の総額
+ 当期純利益以外のすべての当期変動額

= 繰越利益剰余金以外のすべての純資産項目の当期末残高の総額
+ 繰越利益剰余金の当期首残高
+ 当期純利益以外の繰越利益剰余金の当期変動額

株式会社の貸借対照表においては、現在もはや当期純利益の記載・表示は行なわれていない。そして、貸借対照表の純資産の部において、期末元入純資産の額を計算することはできない。あえて期末元入純資産を貸借対照表上の数字を手掛かりとして計算しようとするならば、純資産総額から損益計算書および株主資本等変動計算書に記載されている当期純利益を差し引いて求めるしかない。しかし、そのような計算は、回りくどいものであり、要するに、財産法の計算と貸借対照表という計算書・財務表との直接的な関係・接続は、もはや断絶してしまった、と言わざるを得ない。

現在の株式会社の計算書類および財務諸表の制度においては、損益計算書⇒株主資本等変動計算書⇒貸借対照表という3種類の計算書・財務諸表の間における関係が重要である。個別財務諸表を前提にすると、損益計算書で算出された当期純利益は、株主資本等変動計算書にも計上されて繰越利益剰余金の増加項目として、繰越利益剰余金の当期末残高の計算に反映される。すなわち、当期純利益は、損益計算書と株主資本等変動計算書とを連係する項目となっている。

そして、株主資本等変動計算書で算出された繰越利益剰余金の当期末残高は、貸借対照表の純資産の部（株主資本⇒利益剰余金⇒その他利益剰余金）に計上される。したがって、貸借対照表自体においては、繰越利益剰余金（の当期末残高）は計上されても、当期純利益の記載・表示は行なわれないのである。

現在の制度においては、期間利益による繋がり・結びつきという意味での損益計算書と貸借対照表の直接的な関係・接続関係は切断されてしまっている。期間利益で直接的につながっているのは、損益計算書と株主資本等変動計算書との間であり、損益計算書と貸借対照表とは、株主資本等変動計算書を経由・仲介して結びついているに過ぎないのである。

以上考察したように、現在の株式会社の貸借対照表は、期末元入純資産や当期純利益（期間利益）の計

算・表示の機能・能力を失っている。そこで財産法の現代的な意義を考えると、日本における現在の株式会社の制度会計では、期末元入純資産の計算が可能となる財務表は、株主資本等変動計算書である、ということに気付かされる。もちろん、現行の株主資本等変動計算書では現実には、期末元入純資産の金額の記載は行なわれていない。しかし、株主資本等変動計算書上で理論的に、財産法上の期末元入純資産が計算可能であるということは、財務会計において見逃すべきではない論点である、と筆者には思われる。

おわりに

本稿ではまず初めに、会計等式に関する作問・出題としてスタンダードな計算問題の作成方法や解法について検討した。ここでは、そのような計算問題の作成方法と解法における基本的なルールを示し、また設問として最大54種類の選択肢が存在することなどを明らかにした。

それから、筆者のいう財産法等式について、まず財産法等式の基本式と、財産法等式の応用式ないし一般式との区別を示したうえで、基本式の分析、そして応用式の検討を行なった。そして、財産法の応用式の分析における中心概念である期末元入資本（期末当在資本）の検討の結果として、現在の日本における財務諸表あるいは計算書類の制度において財産法の一般式の現代的意義を考えるならば、株主資本等変動計算書において期末元入資本あるいは期末元入純資産の計算が可能であるということが非常に重要な論点であることを、明らかにした。

ただ、本稿で示した会計等式の分析は、考えられるべき検討課題のほんの一部に過ぎないであろう。たとえば、今後に残された多くの検討課題の一部として、次のような問題点があるだろう。

- 1 簿記書における、会計等式の説明・解説の順序は、現状の形でよろしいのか。
- 2 現在の簿記書で通常示される会計等式以外に、簿記学習者に示されるべき他の基本的な計算式は存在しないのか。

- 3 英米の簿記書・会計書における会計等式の説明は、どのようなものであり、日本の簿記教育における会計等式の解説に示唆を与えるものなのか。

筆者が現在やり残していると意識する検討課題として、すぐ思いつくものだけでも、以上のものがある。これらの検討課題についても、いずれ何らかの形で論文をまとめたと考えているが、他日を期して、とりあえず本稿は閉じたい。

（本稿は、平成30（2018）年度における専修大学会計学研究所の共同研究（スタディ・グループ）の成果の一部をまとめたものである。）

注

- 1) たとえば、中村忠著、『新訂現代簿記』第5版、白桃書房、2008年においては、5、6、9、10、11頁で会計等式が説明されている。
- 2) 桜井久勝著、『財務会計講義』第20版、中央経済社、2019年、43頁、71頁。
- 3) 大塚宗春・川村義則他著、『高校簿記』新訂版、実教出版、2017年、26頁。醍醐聡監修、『簿記』新訂版、東京法令出版、2017年、18頁。
- 4) 新田忠誓監修・桑原知之執筆、『はじめての簿記』、ネットスクール株式会社、2017年、17頁。
- 5) 岩田巖著、『利潤計算原理』、同文館出版、1956年、46-50頁。
- 6) 岩田巖、前掲書、107-109頁。
- 7) 岩田巖、前掲書、159頁。
- 8) 岩田巖、前掲書、25頁。
- 9) 森田哲彌著、『価格変動会計論』、国元書房、1979年、9頁。
- 10) 森田哲彌、前掲書、9-10頁。
- 11) 森田哲彌、前掲書、8-9頁。
- 12) 森田哲彌、前掲書、8頁、脚注11) および12)。
- 13) 中村忠著、『新稿現代会計学』九訂版、白桃書房、2005年、7-8頁。
- 14) 新井清光・川村義則著、『新版現代会計学』第2版、中央経済社、2018年、17頁。新井清光著・加古宜士補訂、『新版財務会計論』第6版、中央経済社、2002年、18頁。
- 15) 新井清光著・加古宜士補訂、前掲著、18頁。
- 16) 中村忠、前掲書、155、200-201頁。

参考文献

- 新井清光・川村義則著、『新版現代会計学』第2版，中央経済社，2018年。
- 新井清光著・加古宜士補訂、『新版財務会計論』第6版，中央経済社，2002年。
- 岩田巖著、『利潤計算原理』，同文館出版，1956年。
- 大塚宗春・川村義則他著、『高校簿記』新訂版，実教出版，2017年。
- 桜井久勝著、『財務会計講義』第20版，中央経済社，2019年。
- 醍醐聡監修、『簿記』新訂版，東京法令出版，2017年。
- 中村忠著、『新訂現代簿記』第5版，白桃書房，2008年。
- 中村忠著、『新稿現代会計学』九訂版，白桃書房，2005年。
- 新田忠誓監修・桑原知之執筆、『はじめての簿記』，ネットスタイル株式会社，2017年。
- 森田哲彌著、『価格変動会計論』，国元書房，1979年。